

CFO Letter

IFRS に対する思いと期待～個人的な雑感を交えて～

(株)バンダイナムコホールディングス
グス 取締役 管理本部長

おおつ しゅうじ
大津 修二



1. はじめに

私は2007年10月に、26年間勤務した監査法人から当社に移りました。監査法人時代は主に米国証券取引委員会（SEC）に登録している日本企業および外国企業の在日子会社の監査、すなわち米国会計基準で作成された財務諸表の監査を長年担当しておりました。本稿では、その経験を踏まえながら、当社のIFRSに対する取り組みをご紹介します。私見と雑感、場合によっては独断と偏見をも交えて言及することをご容赦ください。

私の文章が稚拙なために誤解を招くこともあるかもしれませんが、ニュートラルな立場で申し述べるのが本意であることをご理解いただければ幸いです。「単一で高品質な国際基準を策定する」というIFRSのミッションが、世界経済の効率化・活性化を図る観点で有効であることに異論の余地は全くありません。

2. 米国と日本の動向に対する雑感

IFRSに係る世界的な歴史上の節目として、

一般的には、2002年の米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）の両会計基準コンバージェンスに向けたノーワーク合意、2005年のEU域内での上場企業に対するIFRS適用等いくつか挙げられています。

私個人の感覚では、2001年から2002年に世界を震撼させたエンロンやワールドコム等の米国での不正会計事件が、大きく潮目が変わったタイミングでした。当時私もいた監査業界に対しての痛烈な批判とプレッシャーを肌で感じました。米国では、いわゆるSOX法が即座に制定され、財務報告に関わる内部統制の有効性評価・監査制度、そして監査法人監視機関として公開企業会計監視委員会（PCAOB）が新設されました。日本においても会計不正事件の経験を経て、米国に符合する制度が若干後追的に導入されたのは、周知のとおりです。同時に米国では、詳細な会計基準を逆に悪用するかのよう「クリエイティブアカウンティング」に対する批判を契機として、米国会計基準設定における過度な規則主義に対する批判と反省から、振子は原則主義の方向に傾きはじめたように感じました。そして、G20ワシントンサミットと時期を同じくして、SECは、2008年11月にロードマップ案を公表し、米国企業へのIFRS

適用を義務づけることの是非について2011年までに決定することにしました。

米国会計基準に関わる業務に長年携わってきた者の個人的な感覚としては、世界最高を標榜する米国会計基準が、IFRSに対して、コンバージェンスを超え、アドプション、さらには米国会計基準に代わってしまうような強制適用をも検討されるとは予想しておりませんでした。

歴史に「たれば」がないことは常識ですが、もしエンロン等の不正会計事件がなければ、米国ではIFRSもしくは原則主義への歩み寄りの流れは異なっていたかもしれないと思います。IFRS採用に関する結論は現在まで出しておらず世界中の注目を失望させましたが、2008年のリーマンショック後の金融危機の混乱とIFRSの金融商品の会計が政治的な論点になったことも少なからず影響し、加えてエンロン事件から10年以上を経て米国会計・監査実務の立ち直りが図られたこともあり、想定範囲内ともいえるような気がします。世界最高を標榜する米国会計基準を有する米国では、“コンドースメント”(=コンバージェンス+エンドースメント)を目指す方向として打ち出したことも同様に個人的には一定の納得感があります。

他方日本では、米国に1年近く遅れて2009年6月に企業会計審議会が意見書(中間報告)を公表し、米国から1年遅れの時間軸でのロードマップ案のもと、強制適用も視野に入れてIFRS対応の方向性が示されました。J-SOX適用初年度決算の直後のタイミングと重なったこともあり、広く大きな話題になりました。マスコミでも「黒船来襲」と書きたて、広く一般に“IFRS”の単語が知られるようになりました。どうでもよいのですが、そもそもIFRSはヨーロッパを源流とするのに対して、黒船は米国人ペリーを提督とする米国船です。本来の黒船であるはずの米国自身も、日本に先行してIFRS

採用の議論で揺れていたはずですが、加えて、2006年から米国の監査法人監視機関のPCAOBが日本の監査法人を検査するために日本に入国するや否やという議論もありました。このように日本では会計・監査に関して一種異常に加熱したタイミングでIFRS採用の議論が始まりました。はたして良かったか悪かったかは別として、日本では、なかなか「地に足がついた」議論としてスタートしなかった側面は否定できないような気がします。

私はたまたまこのタイミングで、監査法人から当社に移りました。監査法人における経験と一企業での立場から交錯する情報に触れ、事態は混乱している印象を受けました。

その後日本では2010年3月期からIFRS任意適用が認められましたが、米国でのIFRS採用の方向性が不透明になり、さらに2011年3月11日の東日本大震災により日本国全体が復興に向けて大きく舵を切りました。同年6月に当時の金融担当大臣が記者会見で2015年からの強制適用は行わないとの発言があり、マスコミ報道で見る限り、IFRSに対するフィーバーは急速に冷めた感がありました。

そして、昨年3月にIFRS財団モニタリングボードの資格要件に関わるIFRSの「国内使用」の評価ポイントの公表を受け、IFRSおよびIASB財団に対する日本の発言力確保を企図して、同年6月に、IFRSへの対応に関して自民党から提言および企業会計審議会から報告書が相次いで公表されました。日本におけるIFRS採用に関する議論のモメンタムが復活した感がありますが、個人的には、2009年当時のフィーバーと比較して強いモメンタムの復活までには至っていないように見受けられます。あえて乱暴な私見を申し上げるならば、日米双方において当初のロードマップ案がスローダウンしたことに対する失望と、最初のフィーバーが大きすぎた反動で、積極的にIFRSを適用する

ための理由がある特定の会社を除いて、多数の会社が様子見的、モラトリアム的な状況に陥っているかもしれません。

この自民党の提言および企業会計審議会の報告書で提示されたように、日本で4つの会計基準、すなわち、日本基準、米国基準、指定国際会計基準（ピュアなIFRS）、そしてエンドースメントされたIFRS（J-IFRS）が併存する方向は、「単一で高品質な国際基準を策定する」に向けた大きな収斂の流れのなかでのひとつのステップと位置づけられるとのこと。理想的には、会計・監査に関わってきた人間として理解できないことはありません。しかし、とくにピュアなIFRSとJ-IFRSが並存することの大義名分（制度上およびどちらかを選択採用する企業側の）と実効性を含め、会計に携わらない経営陣を含めて「腹落ち」的な納得感があるのか、私個人としては確証を得ていません。少なくとも日本においては収斂が本当に実現するのか、実現するとしても、そのゴールまでは比較可能性がむしろ後退するのではないかとの不安を隠せません。

米国では、当初案で米国企業に対しても強制適用方針を前提として早期任意適用も認めることも視野に入れておりましたが、強制適用方針が未決定の間は比較可能性を確保するためIFRSの任意適用を認めないことになっております。日本はIFRS採用に関して基本的に米国での方向性にフォローしてきましたが、方向を異にすることになりました。

3. 当社グループのIFRSへの取り組み

当社では、企業会計審議会が2009年6月に意見書（中間報告）を公表した直後に、主要グループ会社からメンバーを集めてプロジェクトチームを組成し、準備フェーズをキックオフしました。意見書（中間報告）に基づき、当社の

ように3月決算の会社にIFRSを強制適用する場合には、初度適用の報告日が最短で2015年3月末になると解釈しました。当社は上場会社としての説明責任を果たすべく、そのタイミングを当社のIFRS初度適用の報告日として設定しました。当社では強制適用に適合することをミッションとしたわけですが、したがって、その後強制適用のタイミングが決定した場合には、それに合わせて当社の初度適用のタイミングも同期させることにしました。

外部コンサルタントにもサポートしていただき、当社連結財務諸表への初期的インパクト分析を実施しました。同時に当社の対応ロードマップを策定して、準備項目を洗い出しました。プロジェクトはモメンタムを失うことなく進捗しました。

2011年6月に当時の金融担当大臣の発言を受け、IFRS初度適用の報告日が最短で2017年3月末になると解釈し、当社では継続的に強制適用に適合することをミッションに、初度適用のタイミングを同期化するとともに、いわゆる移行日としての2015年3月末をIFRS準備完了のゴールと再設定しました。

これ以降もやはりプロジェクトはモメンタムを失うことなく進捗しました。特筆すべきこととして、決算報告日統一とグループ会計方針書の作成が挙げられます。決算報告日統一は日本、欧州、米国、アジア各地域単位で進められ、2014年3月期にアジア地域の統一を以て、原則としてグローバルでグループ内決算報告日が統一されます。日本の子会社は、2012年度から連結納税を選択するために、当初の予定を1年前倒しました。決算報告日統一には、各子会社に決算早期化による業務プロセス（監査対応も含め）の見直しに伴う大きな負担を強いることになりますが、スピードと変化の速いエンターテインメント事業を展開する当社グループ

では、IFRS 適用いかに関わらず、管理会計上の要請も大きいところであり、グループ一丸となって当初予定よりも前倒しで実現できました。しかし、近い将来「強制適用」のIFRSに適合することが「錦の御旗」になって実現できたことも否定できません。

グループ会計方針書に関しては、外部コンサルティング会社のサポートを得て、12項目65論点にわたる和文・英文のグループアカウンティングポリシーの作成と事業セグメント別のアカウンティングガイドラインを、重要論点を優先させて作成しました。日本の会計基準を継続するにしても有効であると確信しております。

その後、時間の経過とともに、それまで想定していた2017年3月期のIFRS強制適用の可能性が低下し、2012年8月に、当社ではグループ方針を変更しました。IFRS初度適用の暫定目標タイミングを撤廃、金融庁等から強制適用時期の明確な発表があるまでは必要最低限のプロジェクト項目のみ実施し、金融庁等の動向に注視しながら日本のIFRSに関わる制度確定後に、改めて当社の適用時期等について意思決定することにしました。金融庁等からの適用方針発表があった時点から3年で導入準備が完了できるように、今まで準備してきたものを、「鮮度を保って」凍結することにしました。強制適用そのものがなくなった場合には、それが明確になった時点でIFRSの任意適用の是非を検討することにしていきます。

現時点では、IFRS（ピュアなIFRSおよびJ-IFRS）の方が日本基準よりも当社の実態を、ステークホルダーに対してより適切に表現するための会計基準であるとの認識は、少なくとも財務諸表作成者の立場からは見出せておりません。たとえば、比較的議論の対象になりやすいゲームソフトの収益認識基準に関しても、現時

点のIFRSが的確な処理基準を示しているわけではありませんし、今後示されるのか、示されたとして具体性があるのか不明です。

当社の外国人持ち株率は比較的高く、2013年9月末現在、46.54%です。しかし、IR活動のなかで、当社に対してIFRS任意適用を要請する声が多くないのも実情です。

当社の2009年当時の初期対応は他社と比較して先行していたと自負しております。上場会社としての責務を果たすべく、リソースと時間とコストも投下して最善の準備を始めたと思います。しかし、日本でIFRSを含む会計基準の選択肢が収斂する方向が未だ不明確な現況では、資源を今大規模に追加投下して、敢えて日本基準から任意にIFRSに変更すること、またその場合ピュアなIFRSまたはJ-IFRSのどちらに変更すべきかに関して合理的根拠を見出しづらいつらいつころであります。

4. 今後の期待

私個人は、日本の会計およびそれを取り巻く広い範囲の文化と慣習（基準原文の英語の解釈を含め）を前提として、IFRSの純粹な原則主義をどのように現実的に浸透できるか（または、させるか）、また原則主義のもとで、グローバルに比較可能性を担保することはチャレンジだと認識しています。

自民党が昨年6月に公表した提言に、「企業の予見可能性を高め、各企業においてIFRSの適用を検討するに当たっての前提を明確にするためにも、IFRSの適用に関する道筋（ロードマップ）を早期に明確にする必要がある。（中略）できるだけ早い時期に、適用に関するタイムスケジュールを決定し、公表することが必要である。」との言及があります。私はこの点を一番に期待するところでもあります。